

平成26年度 江戸川区立第三松江小学校 いじめ対策、対応の基本方針

「児童一人一人がかけがえのない存在として尊ばれ、未来に向かって夢と希望をもち、たくましく生きていくための基礎・基本の力を育成する。」という教育方針を実現するために、「人権教育プログラム」「いじめ防止対策推進法」を基に、「いじめはどの子どもにも起こりうる。」「どの子ども加害者にも被害者にもなりうる。」を前提として、年間を通し以下のような組織と方策をもって、いじめの防止、根絶に努めていく。

1 組織と役割

学校長を中心とした校内組織の中に以下の部会、委員会を設置し、各組織から全教員につながる体制をとる。これにより全児童を全教員で見守り、全教員で指導する。

生活指導部会

- ・日々の学校生活における看護活動の運営と推進
- ・生活指導朝会、生活指導協議会における児童の情報交換、対応策協議の推進
- ・各学期1回のいじめに関するアンケート(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の実施
- ・携帯安全教室の実施
- ・スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の運営

支援委員会

支援の必要な学級、児童などへの対策を校長、副校長、主幹、生活指導主任、特別支援コーディネーター、関係教員により組織する。実情に応じて校内体制、家庭との連携、関係諸機関との連携等も視野に入れては試合を進め、事態の改善、解決を図る。(必要に応じ組織し、事態の改善、問題の解消が見られた時点で解散する。)

各教科・領域部会

- ・各教科・領域の指導計画に基づいた、日常の授業、学級、学年での指導。
- ・補習日などを活用した一人一人の児童に対する丁寧な対応。

2 具体的な防止策・対応策

4つのサイクルで進める継続的な見守りと情報の収集、共有

毎日

全教員が分担し、登校時、職員朝会中(朝自習中)、休み時間などの見回りを実施し空白の時間を作らないようにする。校長、主幹が分担し、登校時の校門でのあいさつを通し、全校児童の様子に目を向けるようにする。

毎週

毎週金曜日、朝8時25分から、看護当番から校内の状況、各教員から生活指導上の共通理解を図るべき案件などについての情報交換を行う。また、その週に支援委員会が行われている場合には、その報告も行う。

毎月

1学期には全体会、2学期以降は低中高の分科会で、学級や個々の児童の様子、問題などについての情報交換、対応策の協議を行う。専科は各分科会に適宜入る。記録を取り、管理職が確認する。

毎学期

1, 3学期は学校独自の形式、2学期は区指定の形式を用い、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施する。結果から担当が人間関係等の状況を把握し、状況に応じた対応、管理職への報告をする。

いじめの防止・根絶

スクールカウンセラー・養護教諭による相談体制(相談室だより、保健だよりの発行)

5年生の携帯安全教室実施(ネットの使用マナー、モラル教育)

日常の授業における各教科・領域の特性を生かした指導

家庭訪問、個人面談、日常の連絡による保護者との情報交換、共有。

校内研究において、「主体的に学び合う児童の育成」をテーマに、児童の前向きな関わり合いの中での学習(学び合い)、コミュニケーションスキル、人間関係の向上を目指す。

指導力向上研修の実施により、若手教員の指導力向上を図る

学童、すくすくスクールとの情報交換を積極的に行い、個々の児童の対応に生かす。

各部署・分野・学年などからのアプローチ